

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第29号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年鳥取県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。)、<u>特4種</u>、5種(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。)及び6種 6,000円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 給与条例第16条の3第2項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当規則別表第1の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 4種(教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職に限る。)、5種(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職に限る。)及び6種 6,000円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。